



平成 26 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 日本製粉株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 小寺 春樹  
(コード番号 2001 東証第一部、札証)  
問 合 せ 先 理事広報部長 満生 潔  
(Tel (03)3350-3900)

役員退職慰労金制度の廃止及び取締役の  
株式報酬型ストック・オプション導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止及び取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストック・オプションを導入することを決議し、平成 26 年 6 月 27 日開催の第 190 回定時株主総会に付議することになりましたのでお知らせします。

記

1. 目的

企業価値の持続的な発展、すなわち株価をより意識した経営を推進する目的で役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型のストック・オプションを導入することといたしました。

2. 内容

(1) 役員退職慰労金制度の廃止

役員退職慰労金制度を平成 26 年 6 月 27 日開催の第 190 回定時株主総会をもって廃止し、当該株主総会によって再任される取締役及び監査役並びに当該株主総会後も引き続き在任する取締役及び監査役に対し、在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を行うこと、並びに当該株主総会の時をもって退任する取締役及び監査役に対し、退職慰労金を贈呈する旨の議案を当該定時株主総会に諮ることといたします。なお、打切り支給の時期は各人の退任後といたします。

(2) 株式報酬型ストック・オプションの導入

当社の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が 1 円の新株予約権）制度を導入します。この株式報酬型ストック・オプションは役員退職慰労金制度に代わる仕組みとして、当社取締役（社外取締役を除く）に対して年額 1 億 2 千万円を上限として割り当てます。当社取締役に対する報酬の総額としましては従来から年額 2 億 4 千万円以内（ただし、使用人分は含

まれない)としておりますが、これとは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等について当該株主総会に諮ることといたします。

なお、社外取締役及び監査役については、株式報酬型ストック・オプション制度の対象といたしません。

### (3) 株式報酬型ストック・オプションの内容

#### ①新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び総数

新株予約権の個数は、4,000個を1年間の上限とします。目的となる株式の種類及び数は当社の普通株式400,000株を1年間の上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は(以下「付与株式数」)は100株とします。なお、当社が合併、会社分割、株式分割(株式無償割当を含む)、株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが発生した場合、当社は必要と認められる調整を行うことがあります。

#### ②新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価格を払込金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払込に代えて、当社に対する報酬債権を相殺するものとします。

#### ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

#### ④新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会が定める期間とします。

#### ⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

#### ⑥権利行使の主な条件

新株予約権者は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。

#### ⑦その他の新株予約権の内容等

上記の詳細並びにその他の新株予約権の内容につきましては、当社取締役会において決定するものとします。

以上